環境局における少額比較見積実施の取扱いについて

令和８年９月
大阪市環境局

環境局が実施する少額比較見積について、対象契約、見積徴取方法、契約相手方の決定方法その他必要な事項を、次のとおり定める。

１　少額比較見積の対象契約

環境局の発注する次の契約を対象とする。ただし、単価契約は予定価格（単価）に予定数量を乗じて算出した額が、下記の金額に該当する契約を対象とする。

（１）予定価格が 40 万円を超えない物品買入
（２）予定価格が 40 万円を超えない物品借入
（３）予定価格が 40 万円を超えない工事以外の請負契約
（４）予定価格が 100 万円を超えない業務委託（入札案件除く）

２　見積書を徴取する相手方の選定

（１）本市入札参加有資格者名簿に登録のある者から、又は別表の物品９種目については、環境局が募集する「物品９種目比較見積徴取事業者名簿」に登録のある者から優先して、２者以上を選定することを原則とする。選定に際しては、同等の条件で選定可能な場合は中小企業を優先し、特定の業者に偏ることのないよう、比較見積を実施する都度、見積徴取の相手方を変更するよう努める。
（２）大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者を選定することとする。

３　見積書の様式

見積書の様式は、環境局所定の見積書（別紙１から別紙３）とする。ただし、大阪市調達・契約システム（以下「調達・契約システム」という）により、見積書を徴取する場合は、この限りではない。

４　見積書徴取の方法

見積書を徴取する際は、予め作成した納期及び納入場所等の必要事項を記載した仕様書、見積書等を FAX または郵便、電子メール等で提示し、提出を求めることを原則とする。

ただし、選定事業者の全てが、有効な G ビズ ID プライムを保有し、調達・契約システムによる見積書の提出が可能な者である場合は、契約管財担当と調整のうえ、調達・契約システムにより提出を求めることができる。

5　見積書の無効

（1）見積書提出後、契約相手方の決定までに、見積書を提出した者が大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定による停止措置、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合、当該見積は無効とする。

（2）次のいずれかに該当する見積は無効とする。

ア　所定の日時までに所定の場所に提出されない見積

イ　見積書に記名のない見積

ウ　同一案件に対して２通以上の見積をした場合のそのすべての見積

エ　調達・契約システムを利用する場合は、デジタル庁が定める「G ビズ ID 利用規約」に反して使用された G ビズ ID により提出された見積

オ　その他見積に関する条件に違反した見積

6　契約相手方の決定

（1）徴取した見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約相手方とすることとする。

（2）最低見積価格を提出した者が２者以上いる場合、価格交渉を行い、又は再見積を求め、契約相手方を決定することとする。価格交渉又は再見積の結果、なお最低価格が同額である場合は、電子くじ等により契約相手方を決定することとする。

（3）最低見積価格が予定価格を越えた場合、当該最低見積価格を提出した者に対して価格交渉を行い、又は再見積を求め、契約相手方を決定することとする。

（4）前記（3）の価格交渉又は再見積の結果、当該見積価格が予定価格の制限の範囲内の価格とならない場合、次順位者に対して価格交渉を行うこと、又は再見積を求めることができる。

（5）前記（2）から（4）までにおける価格交渉又は再見積の徴取は、見積書等の提出、又は調達・契約システムの再見積機能によってすることとする。

7　契約相手方への決定の通知

前記６により契約相手方が決定したときは、速やかにその旨を当該見積者に通知することとする。

8　比較見積の不成立

前記６（3）及び（4）に定める価格交渉又は再見積の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の見積が得られない場合、当該比較見積は不成立とする。

9　契約書等の提出

（1）契約相手方に対して、契約書及び見積書については記名・押印、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書については記名のうえ、提出を求めることとする。その場合、仕様書等の添付文書があるときは、添付のうえ割印をすることとする。ただし、契約規則第 34 条第１項及び第２項の規定により契約書を省略する場合は、見

積書をもって契約書に代用することとする。

（２）比較相手方に対して、見積書に記名・押印のうえ提出を求めることとする。ただし、予定価格が 10 万円以下の場合は、見積書の写しでも可能とする。

（３）調達・契約システムにより見積書を徴取した場合は、調達・契約システム上で電子契約を締結することができる。

10　契約の締結

前記９（１）及び（２）の規定により提出された契約書等について、決裁権者の承認を得た時点をもって契約の締結とする。

調達・契約システム上で電子契約を締結する場合、当局が電子署名をした時点をもって契約の締結とする。

11　契約の不締結及び解除

（１）契約相手方が決定後、契約締結までの間に、当該決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、当該契約の締結は行わないこととする。

（２）契約締結後、契約履行期間中に、契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うこととする。

12　その他

環境局長が特に必要があると認められるときは、本取扱いと異なる取扱いをすることができる。

【別表】

登録種目		発注予定（参考）	その他
01	事務用品・機器	文房具全般	
04	印章品	ゴム印	
05	活平版	パンフレット、ポスター	
23	家庭用電気機器	洗濯機、蛍光灯	
26	OA 機器・用品	プリンタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ	
33	石油類	作動油、ギヤオイル、灯油	
36	自動車用品	自動車用品全般	
45	その他材料	塗料	ごみ収集車整備用に限る（南部環境事業センター整備担当発注案件のみ）
56	日用品類	ほうき、ごみ袋、トイレットペーパー、洗剤	